

**改正**

平成25年4月1日訓令第1号

平成31年3月25日要綱第23号

令和2年4月1日訓令第1号

広野町住宅等用新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地球温暖化防止の観点から、非化石エネルギーの利用拡大を目指し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、住宅等用新エネルギーシステム（以下「システム」という。）を設置する者に対して行う補助金の交付に関して、広野町補助金等の交付等に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

**第2条** この要綱において補助の対象とする「システム」とは、別表第1に掲げるシステムで、未使用のものをいう。

(補助対象者等)

**第3条** 補助の対象となる者は、自ら居住する若しくは居住しようとする町内の住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）若しくは共同住宅にシステムを設置する者又は居住しようとする町内のシステム付き住宅を購入する者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の補助事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 以前に同一のシステムに対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- (3) 太陽光発電システムを設置する場合は、申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結すること。

3 補助金の交付は、別表第1のシステムの種類ごとに、1世帯又は1共同住宅設置者につき1回限りとする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、システムの設置又は購入に要した費用で、別表第2の左欄に掲げるシステムの区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、提出期限は、申請年度の3月20日までとする。

- (1) システム設置費補助金工事完了報告書(様式第2号)
- (2) システムを設置した住宅等の位置図
- (3) 設置するシステムの形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (4) システム設置状況を確認できる写真
- (5) システム設置施工業者又はシステム付き住宅販売業者が作成したシステムの設置に関する領収書の写し
- (6) 太陽光発電システムを設置した場合は、電力事業者との電力受給契約書の写し
- (7) 竣工検査の試験記録書の写し
- (8) 住民票の写し(システムが設置された住宅への居住が確認できるものに限る。)
- (9) 補助金の交付の申請をしようとする者(個人である場合はその世帯員を含む。)が町税を滞納していないことを証した納税証明書
- (10) 建物所有者のシステム設置に係る承諾書(当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号に規定する書類は、同条第3項の規定により提出を省略するものとする。

(補助金交付の決定)

**第6条** 規則第7条の規定により通知する場合は、システム設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

**第7条** 補助事業者は、システム設置費補助金交付申請書の内容を変更するとき又はシステム設置を中止しようとするときは、速やかに、システム設置費補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金変更交付の決定)

**第8条** 前条の変更承認申請があったときは、補助金の交付申請がなされたときと同様の手続を経て、システム設置費補助金交付変更・中止決定通知書（様式第5号）により変更交付の決定を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 第5条第1項に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

（補助金の額の確定）

**第10条** 第6条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

（補助金の交付請求）

**第11条** 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、システム設置費補助金交付請求書（様式第6号）により町長に補助金の請求をおこなうものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

**第12条** 規則第16条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消す場合は、システム設置費補助金交付決定取消し通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の返還）

**第13条** 規則第17条の規定に基づき補助金の返還を命ずる場合は、システム設置費補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

（処分の制限）

**第14条** 補助金の交付を受けた者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（情報の提供等）

**第15条** 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

（補則）

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 広野町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成18年広野町要綱第3号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の広野町住宅用太陽光発電システム設置費補

助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る同要綱第13条及び第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年4月1日訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の広野町住宅等用新エネルギー設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年3月25日要綱第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年4月1日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条及び第 3 条関係)

| システムの種類      | 内容   |
|--------------|--|
| 太陽光発電システム    | 住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧配電線と逆潮流有り連携するシステム  |
| 太陽熱高度利用システム  | 住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーにより温められた不凍液等の集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽熱蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム   |
| 太陽熱利用温水器システム | 住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを利用した給湯システム   |
| ペレットストーブ     | <p>製材端材や林地残材といった木質系の副産物、廃棄物などを粉砕し、円柱状に圧縮成形した木質ペレットを燃料とするストーブであって次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋内での使用を目的に製造され、据置型であること。</li> <li>(2) 機体内に燃料を貯留する構造を有すること。</li> <li>(3) 屋外へ排煙する装置と連結していること。</li> </ul> |
| 蓄電池システム      | 太陽光発電システムと接続し、太陽光発電システムが発電する電力を充放電するシステムであって、一般社団法人環境共創イニシアチブが国の補助事業の補助対象機器として登録をしているもの  |

別表第2（第4条関係）

| システムの種類      | 補助金の額   |
|--------------|---|
| 太陽光発電システム    | 60,000円に太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（その数値が4キロワットを超えるときは、4キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。  |
| 太陽熱高度利用システム  | 設置費用に100分の10を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限額は60,000円とする。  |
| 太陽熱利用温水器システム | 設置費用に100分の20を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限額は30,000円とする。  |
| ペレットストーブ     | 設置費用の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限額は50,000円とする。   |
| 蓄電池システム      | 60,000円に蓄電池システムを構築する蓄電池の蓄電容量（キロワットアワーを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（その数値が5キロワットアワーを超えるときは、5キロワットアワー）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 |